

収入印紙
4,000円
(電子締
結の場合
は不要)

業務委託基本契約書

株式会社フォスター・ネット（以下、「甲」という）と<協力会社名>（受注者）（以下、「乙」という）は、甲乙間の取引に関する基本事項について、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が本契約の定めに従い第2条に定める個別業務を乙に委託し、乙が個別業務を受託することに関する、基本的な契約事項を定めることを目的とする。

第2条（個別業務の内容）

- 甲が乙に委託する個別業務は、情報技術に関する業務であり、ソフトウェアの開発・設計・コンサルティング・保守業務・システム結合・システムテスト・導入・受入支援・運用テスト・システム移行・データベース設計・構築、ネットワーク設計・構築のほか、個別契約に定める業務とする。
- 甲が乙に委託する個別業務の詳細は、別途個別契約で定める。

第3条（個別契約の成立等）

- 個別契約は、甲乙間で委託する業務内容、両者の作業分担、料金、期間又は期日等必要事項が記載された書面をもって甲が乙に業務を委託し、甲乙とも個別契約の締結権限がある者が書面をもって合意することにより成立する。なお、この場合の書面とは電子契約を含む。
- 甲及び乙は、個別契約において基本契約の一部の適用を排除すること、及び基本契約と異なる事項を定めることができる。
- 個別契約で基本契約と異なる事項を定めた場合、個別契約の条項が基本契約に優先して適用される。

第4条（委託料金）

- 甲は乙に対し、各個別契約で定めた個別契約の対価を当該個別契約で定めた方法で支払う。
- 各個別契約が乙の責めに帰すべき事由により、甲乙の合意なく契約期間途中で終了した場合、乙は甲に対し、当該個別契約にかかる既履行部分についての委託料の支払を請求することはできない。

第5条（作業期間・納期）

個別業務の作業期間又は納期は、個別契約で定める。

第6条（再委託）

1. 乙は、甲による事前の書面による承諾を得ることにより、個別業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。
2. 前項に基づき再委託する場合、乙は当該再委託先に対して、本契約に基づき乙が負っている義務と同様の義務を負わせる。また、乙は、再委託先の業務の履行及び当該義務の履行につき甲に対して全責任を負う。

第7条（作業分担）

甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を定める必要がある場合は、各個別契約において詳細を定める。

第8条（責任者）

1. 甲及び乙は、個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、責任者名を個別契約書に記載あるいは個別契約締結後速やかに書面又は電子メールにより、相手方に通知する。
2. 甲及び乙は、書面又は電子メールにより相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。

第9条（主任担当者）

1. 甲及び乙は、個別業務を円滑に遂行するため、責任者の下で連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、主任担当者名を個別契約書に記載あるいは個別契約締結後速やかに書面又は電子メールにより、相手方に通知する。
2. 甲及び乙は、書面又は電子メールにより相手方に通知することにより、主任担当者を変更できるものとする。
3. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、個別業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行う。

第10条（業務従事者の選定等）

1. 個別業務に従事する乙の従業員（以下、「業務従事者」という）の選定については、乙が行う。
2. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する個別業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行う。
3. 乙は、個別業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯・秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させる。
4. 甲は、乙による作業の遂行に支障が生じている又は生じるおそれがあると甲が合理的

に判断した場合は、乙にその旨を通知し、必要な改善処置を講ずることを求めることができる。

第 11 条（成果物の納入・検収）

1. 乙は、個別契約に定める条件に従い、成果物（個別契約が契約期間途中で終了した場合にはその時点までの成果物。個別契約の内容が準委任の場合、作業報告書をいう。以下同じ）を甲に納入する。なお、個別契約に特に定めがない場合、納入に要する費用は乙の負担とする。
2. 個別契約の内容が請負である場合、甲は成果物を受領した後 14 営業日以内に検収を行う。甲は、検収の結果、不合格と認めたときは、成果物の受領後 14 営業日以内に不合格となった具体的な理由を明示した文書をもって乙に通知しなければならない。但し、別途甲が具体的な検収に要する期間を定めた場合はこの限りでない。
3. 不合格である旨の前項の通知を乙が受けた場合、乙は速やかに成果物を自己の費用で回収したうえで調査し、乙は契約の目的が達成できない不適合がある成果物を当該不適合のないものに交換又は修補するか、当該不適合ある成果物分の代金を減額する。
4. 甲は、成果物が検収に合格したときは、速やかに乙に対して検収が完了した旨を書面で通知する。

第 12 条（契約不適合責任）

1. 成果物について、本契約・個別契約・要件定義書及び仕様書その他甲と乙との間で決定した事項との不一致や誤り（バグを含む。以下「契約不適合」という）が発見された場合、甲は、乙に対し、当該不適合の修補や代替品の提供等の履行の追完の請求又は契約不適合の程度に応じた対価の減額請求をすることができる。乙は、甲から履行の追完の請求を受けたときは、当該追完を行うものとする。
2. 前項の措置を講じた場合でもなお契約不適合が解消されないと甲が判断した場合、甲は当該契約不適合の存する成果物にかかる個別契約を解除することができる。
3. 前二項の定めは、甲及び甲の顧客等第三者が被った損害の賠償（直接又は通常損害に限らず、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害、弁護士費用等一切の損害を含む。）を乙に請求することを妨げない。
4. 本条に基づき乙が契約不適合に係る追完その他の担保責任を負うのは、甲が当該不適合及び損害を知った時から 1 年以内に、乙に契約不適合の旨を書面にて通知した場合とする。

第 13 条（作業場所・設備・機器及び図面等の貸与）

1. 甲は、乙が個別業務の遂行上、甲の所有する作業場所・設備・機器及び図面等（以下、「貸与品」という）の使用を必要と判断した場合は、乙に貸与品を貸与する。

2. 乙は、甲より作業場所の貸与を受けて甲の事業所へ立入る場合、乙の従業員をして、甲の施設利用の規則を遵守させる。

第14条（資料等の取扱い）

1. 乙は甲から提供された個別業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、個別業務以外の用途に使用してはならない。
2. 乙は甲から提供された個別業務に関する資料等を、電子メールにより事前に甲の許諾を得たうえで複製又は改変できる。

第15条（秘密情報）

1. 甲及び乙は、本契約及び個別契約の遂行に際して相手方より開示を受けた情報、及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で定められる個人情報（以下、「個人情報」という。なお、開示を受けた情報と個人情報をあわせて「秘密情報」という）に関する秘密を保持し、相手方の承諾を得ることなく、本契約及び個別契約の遂行の目的以外の目的に使用してはならず、第三者に開示・漏えいしてはならない（以下、本条において、秘密情報を開示する当事者を「開示者」といい、秘密情報の開示を受ける当事者を「受領者」という）。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報とされない。
 - (1) 開示者から開示を受けた時、受領者が既に所有していた情報
 - (2) 開示者から開示を受けた時、既に公知であった情報、若しくはその後受領者の責めに帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示者から開示受けた後、受領者が合法的に第三者から取得した情報
 - (4) 開示者の秘密情報を使用することなく、独自に開発した情報
3. 前第1項の規定に拘らず、開示者から提供された秘密情報について法令上の要請により開示が義務付けられた場合は、受領者は必要な範囲内に限り、当該情報が秘密を保持すべきものであることを示して秘密情報を開示できる。
4. 受領者は、開示者が要求した場合、秘密情報を所持する必要がなくなった場合又は本契約が終了した場合は、開示者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還又は廃棄するものとする。
5. 乙は、秘密情報に対する不正アクセス、紛失、改ざん、破壊、漏えい等があった場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

第16条（個人情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、相手方からの事前の個別の承諾がない限り、相手が保有する個人情報を閲覧してはならない。

2. 甲及び乙は、相手から開示された個人情報につき次の行為をしてはならない。
 - (1) 本契約に定める目的以外の加工又は利用
 - (2) 本契約に定める目的以外の複写又は複製
 - (3) 相手方の事前の書面による承諾なくしての第三者に対する開示・漏洩
3. 甲及び乙は、個人情報の漏洩や不正アクセス・滅失毀損又は盗用を防止し、個人情報の安全管理を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
4. 甲及び乙は、自身の役員・従業員に対して本条の義務の内容を遵守させなければならぬ。
5. 甲及び乙は、その他個人情報の取扱いに関する法令及び甲において規定した個人情報の取り扱いに関する規則を遵守する。

第 17 条（成果物の所有権・危険負担）

乙が個別契約に従い甲に納入する成果物の所有権は、検収完了をもって乙から甲へ移転し、危険負担は個別契約の委託料金の支払いの完了をもって、乙から甲へ移転する。

第 18 条（知的財産権）

1. 委託業務の遂行により乙から甲（甲が本顧客を指定した場合には本顧客。以下本条において同じ。）に納入された著作物（特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらを受ける権利を含む。）、著作権、ノウハウ、営業秘密、その他のあらゆる知的財産権をいい、当該著作物に含まれるモジュール、ルーチン、またはそれらを組み合わせたものを含み、以下「本件著作物」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、乙または第三者が従前から有していた著作物の著作権を除き、甲に帰属するものとする。
2. 乙は、本件著作物に乙または第三者が従前から有する著作権が利用されている場合、甲に対し、乙が著作権を有するものについては、甲及び本顧客を含む第三者における無条件かつ無期限の利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。）を許諾するものとし、第三者が著作権を有するものについては当該第三者から前記の許諾を受けるものとする。なお、かかる許諾の対価は、業務委託料に含まれるものとする。
3. 乙は、甲または本顧客（本件著作物が第三者の使用を予定している場合には第三者も含む。）に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
4. 乙は、委託業務の成果物に乙または第三者が従前から有していた特許権等が利用されている場合、甲及び本顧客を含む第三者に対し、乙が特許権等を有するものについては、甲が本契約に基づき当該成果物を使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとし、第三者が特許権等を有するものについては当該第三者から前記の許諾を受けるものとする。

5. なお、かかる許諾の対価は、業務委託料に含まれるものとする。

第 19 条 (OSS 等の利用)

乙は、個別契約の業務遂行の過程において、オープンソース・第三者のプログラム（以下、あわせて「OSS 等」という）を利用するしようとするときは、OSS 等を利用する旨、利用の必要性、OSS 等利用のメリット及びデメリット、利用方法等の情報を、書面により甲に提供するほか、オープンソースの利用条件で記載されている条件を遵守しなければならない。

第 20 条 (本契約・個別契約等の変更手続)

本契約及び個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議のうえ、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

第 21 条 (報告義務)

甲及び乙は、次の事項が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

- (1) 火災・風水害その他事故が発生し委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある場合
- (2) 住所・本店その他の営業所の所在地・氏名・名称・商号若しくは代表者又は代表者の届出印の変更がある場合
- (3) 合併・会社分割、資本構成の変動・解散・営業の全部又は一部の譲渡若しくは貸与が予定され、又は発生した場合
- (4) 前各項に定めるほか、甲又は乙の資産若しくは事業の状態に著しい変動をきたすおそれのある一切の行為が予見され、又は発生した場合

第 22 条 (解除)

- 1. 次の各号のいずれかが発生した場合、甲及び乙は、何ら催告をせずに、本契約及び個別契約の全部又は一部を、解除することができる。
 - (1) 相手方が本契約、個別契約又は法令に違反し、催告をした後も当該違反が改善されない場合
 - (2) 仮差押・差押・競売・破産・民事再生手続・会社更生手続の申立があった場合又は租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (3) 営業を休止又は廃止した場合
 - (4) 支払いの停止又は振出・引受・裏書・保証をした手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
 - (5) 解散の決議を行ったとき
 - (6) 相手方に危害又は損害をおよぼしたとき
 - (7) 個別契約に関連する本顧客と甲との間のプロジェクトに関する契約が解除その

他の事由により終了又は当該プロジェクトが終了した場合

- (8) 乙の責めに帰すべき事由（本顧客からの乙の技術不足の指摘も含む。）により甲が本顧客その他の第三者からクレームを受けた場合
 - (9) 乙に技術不足があると甲が判断した場合
 - (10) 乙の虚偽の申告その他乙の責めに帰すべき事由により、甲の信用が低下し、または、個別契約に係るプロジェクトへの悪影響があった場合
 - (11) 相手方に前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (12) 災害その他やむをえぬ事由により、契約の履行が困難であると甲が判断したとき
 - (13) 相手方の信用を著しく毀損したとみなされるとき
 - (14) その他、本契約又は個別契約の継続が困難な事由が発生したとき
2. 前項にかかわらず、甲は、乙に対して、一ヶ月前までに書面により通知することにより、本契約を解除することができる。
 3. 甲または乙は、本条に基づき契約が解除されたときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対する一切の債務を直ちに履行しなければならないものとする。
 4. 本契約が契約期間途中で終了した場合、乙は甲に対し、契約終了時点における既履行部分(但し、甲が認めた部分に限る。)についての委託料を請求できるものとする。但し、本契約の終了が乙の責めに帰すべき事由による場合又は本顧客と甲との間の本プロジェクトに関する契約が終了した場合は、乙は甲に対し、既履行部分についての委託料の支払又は損害賠償等の一切の請求をすることはできない。
 5. 乙は、前項の本契約が契約期間途中で終了した場合、当該委託業務の遂行により得た成果物があるときは、これを甲に引渡すものとし、引渡しの時点でその成果物の所有権は、乙から甲に移転する。

第23条（損害賠償）

1. 甲は、乙（乙の再委託先も含む。以下本条において同じ。）が本契約上の義務に違反した場合その他乙の責めに帰すべき事由により損害（直接又は通常損害に限らず、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害、弁護士費用等一切の損害を含む。）を被った場合には、乙に対して損害賠償を請求することができる。
2. 甲は、本顧客から成果物の未完成、第12条に定める契約不適合の存在又は乙の責めに帰する事由等を理由として、本顧客から甲に支払われるべき業務委託料が減額された場合には、その裁量により、当該減額分を損害とみなすことができる。なお、当該みなし損害額を超えて、甲が乙に対して損害賠償を別途請求することを妨げるものではない。
3. 甲は、乙に支払うべき業務委託料から本条に定める損害賠償金を当然に控除することができる。

第 24 条（第三者に対する権利侵害）

委託業務の成果物の利用が第三者の特許権、著作権その他の知的財産権を侵害したという理由で甲又は甲の顧客が第三者から請求を受けた場合、乙は、甲及び甲の顧客の損害賠償額（直接又は通常損害に限らず、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害等一切の損害を含む。）ならびに甲及び甲の顧客に生じた紛争解決費用、弁護士費用等の一切の費用を甲に支払うものとする。なお、本条に基づく紛争解決に際し、乙は、その基本方針について、甲及び甲の顧客と事前に誠意をもって協議し、甲及び甲の顧客の意向を最大限合理的に可能な限り尊重して対応するものとする。

第 25 条（契約期間）

本契約の契約期間は、●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までとする。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも変更・解除などの申し出がない場合、自動的に本契約と同一条件をもって1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、他の契約当事者が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約及び個別契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、他の契約当事者が反社会的勢力等と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約及び個別契約を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. 甲及び乙は、他の契約当事者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約及び個別契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、又は相手方当事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 甲及び乙は、他の契約当事者が以下の各号の確約に反した場合には、何ら催告を要せず、本契約及び個別契約を解除することができる。
- (1) 甲及び乙は、自社又は自社の再委託先（委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項及び前項各号に該当しないことを確約する。
 - (2) 甲及び乙は、自社又は自社の再委託先が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先をしてこれを拒否させることを確約する。
5. 甲及び乙が本条各項の定めにより本契約又は個別契約を解除した場合には、解除された契約当事者に損害が生じても解除した契約当事者は何らこれを賠償又は補償することを要せず、また、解除された契約当事者以外の契約当事者に損害が生じたときは、解除された契約当事者はその損害を賠償するものとする。

第 27 条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約の地位又は本契約に基づく権利もしくは義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできない。

第 28 条（輸出貿易管理）

乙からの成果物を甲又は甲の顧客が輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令のほか、該当する場合は米国輸出関連法等外国の輸出関連法令を遵守し、乙は輸出に必要な所定の手続をとる。

第 29 条（協議解決）

本契約に定めなき事項又は本契約につき疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に則り甲乙協議のうえ、円満なる解決を図るものとする。

第 30 条（余後効）

本契約及び個別契約の終了後といえども、秘密保持義務・知的財産権・著作権・契約不適合責任等、損害賠償・第三者に対する権利侵害・合意管轄・本条、その他性質上効力が存続すべき規定は、効力を失わない。

第31条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約及び個別契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成、甲乙記名捺印し各一通を保有する。
又は、電子契約サービスを用いる場合は、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後に電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

●●●●年●●月●●日

甲：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ミッドタウン・タワー 32階
株式会社フォスター・ネット
代表取締役 金山 泰英

乙：